

全ての新築住宅の省エネ基準適合義務化ロードマップ

【規制措置】2017（平成29）年4月～（予定）

一定規模以上の建築物の新築・増改築をしようとする場合、その用途や規模等に応じ省エネ基準に適合していることの所管行政庁等による判定（適合性判定）や、所管行政庁への届出などが必要です。適合性判定の対象となる建築物（特定建築物^{*}）については、省エネ基準に適合していなければ建築基準法の確認済証の交付を受けることができません。

※特定建築物とは、非住宅部分がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定めた建築物です。これまでの省エネ法では、第一種特定建築物と第二種特定建築物の区別がありましたが、建築物省エネ法では、2000㎡以上の非住宅建築物を特定建築物といいます。

【規制措置】の主な内容

①基準適合義務・適合性判定義務

非住宅の特定建築物は、エネルギー消費性能基準への適合義務と、基準適合について判定を受ける義務があります。

②届出

300㎡以上の建築物の新築、増改築に係る計画は届出義務があります。

③報告

150棟/年以上の住宅事業建築主は、国交相からの報告を求められた場合、基準の達成状況を報告する義務があります。

①は、新設されました。②及び③は、省エネ法から継続されています。

